

■学研災保険と学研賠保険

本学では、学生の皆さんが安心して大学生活を送られるよう、教育研究活動中の不慮の事故による本人傷害への補償制度として、(財)日本国際教育支援協会が行う次の保険に加入しています。入学時に学生の皆さんへ学研災保険と学研賠保険のしおりを配布しています。

	保険の種類		
	補償範囲	学生教育研究災害傷害保険	学研災付帯賠償責任保険
保険金が支払われる場合 (○印)	①正課中・学校行事中	○	○
	②上記以外で学校施設内にいる間	○	×
	③課外活動中(クラブ活動中)	○(学校施設外の課外活動は、事前に大学に届出が必要)	×
	④学校管理下での各種活動 (インターシップ、介護体験活動など)	○(インターシップ等の活動参加者は、事前に大学に届出が必要)	○(インターシップ等の活動参加者は、事前に大学に届出が必要)
	⑤通学中等に生じた事故	○①～④への参加目的で、合理的な経路、方法による移動中に限る)	○(①、③、④への参加目的で、合理的な経路、方法による移動中に限る)
保険金が支払われない場合		故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災、戦争、放射能汚染、無資格・酒酔い運転、施設外課外活動で危険度の高い運動を行っている間など	故意、闘争行為、犯罪行為、天災、戦争、放射能汚染、無資格・酒酔い運転及び車輛・美術品等受託物の損壊・紛失・盗難など
補償金額	正課中・学校行事中	死亡 2,000万円 後遺障害 90～3,000万円 医療保険 3千円～30万円 (治療日数1日目から対象) 入院1日につき4,000円 (180日を限度)	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度 (※免責金額0円)
	通学中・施設間移動中	死亡 1,000万円 後遺障害 45～1,500万円 医療保険 6千円～30万円 (治療日数4日以上対象) 入院1日につき4,000円 (180日を限度)	
	上記以外で学校施設内 にいる間・課外活動(クラブ活動) 中	死亡 1,000万円 後遺障害 45～1,500万円 医療保険 3～30万円 (治療日数14日以上対象) 入院1日につき4,000円 (180日を限度)	
接触感染予防保険金支払特約 (保健福祉学部、保健福祉学研究科対象)		臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その接触感染に対する予防措置を受けた場合 1回の予防措置対応につき15,000円(定額払い)	

※卒業延期者、非正規生は保険料を自己負担することにより加入できます。

【保険金請求手続】

保険事故によって傷害を被った場合(入院、事故による通院〔正課中1日目から、通学途上4日以上、課外活動中14日以上〕)や、賠償責任を負った場合には、速やかに教学課学生支援班に報告してください。保険事故が発生したときは損保会社に対し事故通知はがきにより通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合には保険金が支払われないことがありますので注意してください。

ご案内

上記保険の補償をベースに、より広く補償が受けられるよう任意で追加加入できる「学研災付帯学生生活総合保険」があります。詳しい内容は教学課学生支援班に問い合わせてください。